

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業を取り巻くすべての利害関係者に対する調整機能を果たすべく、経営理念及び経営ミッションを共有し、効率的かつ健全な企業経営を可能にする経営管理機構を構築することをコーポレート・ガバナンスに関する基本課題と考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本5原則を遵守しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社トゥルース	2,850,000	36.34
津田能成	1,518,600	19.36
津田由美子	381,300	4.86
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	300,000	3.82
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	274,475	3.49
ビーイング従業員持株会	237,320	3.02
村山 仁	142,000	1.81
株式会社三重銀行	132,000	1.68
光通信株式会社	115,000	1.46
株式会社百五銀行	90,000	1.14

支配株主(親会社を除く)の有無	津田能成
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の主要株主である代表取締役会長津田能成は本人と近親者が所有している議決権及び本人が議決権の過半数を所有する会社が当社の議決権の過半数を所有しており、支配株主に該当致します。

報告日現在において、当社と支配株主との間に取引及び金銭の貸借・被保証関係等はありません。なお、将来において支配株主と取引を行う場合は、一般の取引条件と同様に適切な条件で行うことを基本方針とし、取引内容及び条件の妥当性について取締役会において審議の上、少数株主の利益を害することのないように適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
楠井嘉行	弁護士													
大矢勝	他の会社の出身者													
中博	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
楠井嘉行			楠井法律事務所所長(現任)	弁護士として企業法務に精通しておられることから、当社取締役会における経営上の重要な事項に関する意思決定及び経営監督に反映していただけるため、社外取締役に選任しております。
大矢勝				国土交通省出身であり、当社と関係の深い建設業界に関する専門知識を有しております。高い見識に基づき客観的な立場から、当社取締役会における経営上の重要な事項に関する意思決定及び経営監督に反映していただけるため、社外取締役に選任しております。

中博				<p>経営者として高い見識と豊富な経験を有しております。長年にわたる企業経営で培われた経験を、当社取締役会における経営上の重要な事項に関する意思決定及び経営監督に反映していただけるため、社外取締役に選任しております。</p> <p>また、一般株主との利益相反を生じるおそれがない独立性の高い人物であるとして、独立役員として指定しております。</p>
----	--	--	--	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社では監査等委員のうち1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員の求めがある場合には、監査等委員会の業務を補助する取締役、もしくは専任の従業員を設置することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社では、社長直属の内部監査役を設置しております。内部監査役は、会計監査人並びに監査等委員会と連携し、主に社内の業務遂行状況について合法性、合理性の観点から評価・検証し、必要に応じて適切な勧告を行うこととしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数

1名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明 更新

監査等委員を除く取締役については、業績向上へのモチベーションを高めるため業績連動型の役員退職慰労金制度を設けております。その詳細は、毎年度の税金等調整前当期純利益(ただし、業績連動型役員退職慰労金引当て前)に対して目標額を設け、目標額を越えた部分に対してあらかじめ定めた業績連動率に基づき、役員退職慰労引当金の引当て原資を確保いたします。さらにその原資を各役員の貢献に応じて配分し、引当てを行います。なお、毎年度の目標額及び業績連動率に関しては、事前に監査等委員会の承認を得た上で、取締役会にて決定しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額は、平成27年6月26日開催の定時株主総会において、年額2億5千万円以内と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬額は、年額5千万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、役員がいたずらに短期の業績にとらわれることなく、企業の健全な成長、すなわち長期的な企業価値の向上に腰を据えて取り組めるよう、固定報酬と役員退職慰労金により構成しております。

(固定報酬)

固定報酬については、優秀な人材の確保に資するよう職位別に報酬テーブルを設け、取締役としての職位、職責、在任年数等に応じた一定水準の固定報酬を担保しております。また、社会情勢、会社規模等に見合った報酬水準を維持するため、定期的にテーブルを見直すこととしております。報酬テーブルの改定に際しては、監査等委員会の承認を得た上で、取締役会にて行うこととしております。

監査等委員を除く取締役の個別の報酬額については、報酬限度額の範囲内で、取締役会から委任を受けた代表取締役の合議により、報酬テーブルに基づき決定しております。監査等委員である取締役の個別の報酬額については、報酬限度額の範囲内で、監査等委員の合議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

常勤監査等委員に対し、社内の重要な会議の開催通知や、稟議書等の業務執行に関する文書の回付を行い、監査等委員会において各監査等委員向けに必要な情報を提供できるようサポートを実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は企業統治の体制として、監査等委員会設置会社制度を採用しております。

監査等委員以外の取締役7名と監査等委員である取締役4名により取締役会を構成し、社外取締役3名を含む監査等委員である取締役4名で監査等委員会を構成しております。

取締役会では、法令及び定款の定めるところに従って、経営に関する重要事項の審議・決定を定期的に行う他、必要に応じて臨時に招集し、重要事項の審議・決定を行っております。

業務執行取締役及び各部門の責任者が出席する経営会議を毎月開催し、経営の基本方針その他経営に関する重要事項を確認し、各事業部門の進捗状況をレビューすることで、業務執行の監督を行っております。また、監査等委員である取締役の中から、常勤監査等委員1名を選任し、経営会議他の重要な会議に出席する等、業務執行に関する情報の連携を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業を取り巻くすべての利害関係者に対する調整機能を果たすべく、経営理念及び経営ミッションを共有し、効率的かつ健全な企業経営を可能にする経営管理機構を構築することをコーポレート・ガバナンスに関する基本課題と考えております。

この考えに基づき、2015年6月26日開催の第31期定時株主総会において、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会において、当社の事業の状況及び今後の方向性について株主の皆様へ報告しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページ上において決算短信、ピーイング通信、決算説明会資料等を掲載しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「ピーイング行動規範」を制定し、お客様・従業員・地域社会・株主に対して大きな責任がある旨を社内に周知徹底しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備状況及びリスク管理体制の整備状況といたしましては、以下の通り定めております。

1. 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及びグループ各社の経営トップは、企業理念を全役員に繰り返し伝えるとともに、理念に基づく遵法精神があらゆる企業活動の前提であることを徹底する。
当社及びグループ各社は、いわゆる反社会的勢力は断固として排除・遮断することとし、当社管理部門が警察等外部の専門機関と連携し、その体制を構築・整備する。
適法・適正な業務運営が行われていることを確認するため、当社内部監査部門が、コンプライアンス体制の整備・運用状況について内部監査を実施する。
コンプライアンス体制を充実するため、直接従業員から通報相談を受け付けるホットラインを設け、匿名での通報を認めるとともに通報者に対する不利益取扱いの防止を保证する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、保存期間など管理方法を定めた社内規定を制定し、適切に保存・管理する。
3. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及びグループ各社は、事業運営に関するリスクについて、毎年度の経営計画に反映し、経営のマネジメント・サイクルのなかでリスクの統制を行う。
当社及びグループ各社の取締役は、自らの分掌範囲のリスク管理について責任を持つとともに、全社横断的なリスクに対しては、必要に応じて専門委員会を設置し、総合的な対応を図る。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社及びグループ各社は、経営計画において毎年度の基本的な経営方針・計画を定め、これを軸とした計画・実施・統制評価のマネジメント・サイクルを展開する。
当社取締役会は、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うため、必要に応じて業務執行の一部を取締役に委任する。委任を受けた取締役は、重要な業務執行について、取締役会に報告する。
当社及びグループ各社は、各職位の責任・権限や業務の基本的枠組みを明確にし、迅速かつ適切な意思決定、効率的な業務執行を行う。
5. 当社ならびにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつも、当社から当社グループ各社に対して、取締役を派遣し、業務の適正を監督・監視するとともに、定期的に当社取締役及びグループ各社の代表取締役社長による連絡会議を開催し、経営方針の統一、その他重要情報の共有を図る。
当社管理部門を当社グループ各社を管理・指導する主管部署とし、関係部門から当社グループ各社に対し、業務の適正を確保するための体制整備に関する支援を行う。
当社の内部監査部門は、当社グループ各社の内部統制システムが適切に整備・運用されているか定期的に監査を行い、必要に応じて当社グループ各社に対して改善の指導・勧告を行う。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性確保に関する事項
監査等委員会は、必要に応じ内部監査部門に職務の補助を要請することができる。
取締役は、監査等委員会から要請があった場合、その職務内容に応じて監査等委員会を適切に補助できる資質を持った役員を配置する。
内部監査部門及び監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動・人事評価等については、監査等委員会と事前に協議する。
7. 取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
当社の取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、すみやかに監査等委員会に報告するものとする。
また、当社グループ各社の取締役及び使用人は、当社グループ各社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、当社グループ各社の監査役または当社管理部門長にすみやかに報告するものとし、報告を受けた監査役または当社管理部門長は、監査等委員会に報告するものとする。
業務執行に関する情報連携の充実を図るため、常勤の監査等委員を置くこととし、常勤監査等委員は、法令の定めによるもののほか、重要な会議及び経営トップ層が情報共有するミーティングへの出席等により、重要な情報を連携する。
監査等委員は主要な決裁書類、その他業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に対し、その説明を求めることができる。
8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を実施する。
監査等委員会は、内部監査部門と緊密な関係を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に調査を求めることができる。
監査等委員会は、当社グループ各社の監査役と連携し、企業集団における適正な監査を実施する。
監査等委員会は、必要に応じて会計監査人、弁護士等の外部専門家に相談することができるものとし、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しては断固として排除・遮断することとし、一切の関係を持たないことを基本方針とする。
また、当社は三重県企業防衛対策協議会の会員に加入し、その活動に参加するとともに、情報収集を行っており、必要に応じて警察、顧問弁護士等の外部機関とも連携し対処いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレートガバナンス体制の模式図

